

平成26年5月13日

「地球温暖化対策のための税」の税率変更  
に伴うガス料金改定のお知らせ

日頃より、筑紫ガスをご利用いただき誠にありがとうございます。

当社は、平成26年4月の「地球温暖化対策のための課税の特例」により、石油石炭税の税率が引き上げられたことに伴い、平成26年7月1日を実施とする「一般ガス供給約款」および「選択約款」の変更を、本日、九州経済産業局長に届出いたしました。

この税率変更は、平成24年10月1日より施行されており、今回で2回目の変更で原料にかかる石油石炭税の税率が1トンあたり1,340円から1,600円となります。このため、弊社は原料の在庫等を考慮したうえで、平成26年7月1日から基準単位料金の改定をさせて頂くことといたしました。

当社は、引き続き天然ガスの安定供給と保安水準の更なる向上、ご満足いただけるサービスの提供に努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

《改定の内容》

- 実施日 平成26年7月1日
- 1m<sup>3</sup>あたり0.1296円（45MJ・税込）の引き上げとなります。
- 標準家庭における影響額（税込）

標準家庭の ガス料金（円）	標準家庭使用量	現行料金（円）	新料金（円）	影響額（円）
	26	6,734	6,737	+3

《参考資料》

◆一般ガス供給約款料金表

	適用区分	現行料金		新料金	
		基本料金 （円）	基準単位料金 （円/m <sup>3</sup> ）	基本料金 （円）	基準単位料金 （円/m <sup>3</sup> ）
料金表 A	0～24m <sup>3</sup> まで	739.80	235.0178	739.80	235.1474
料金表 B	24m <sup>3</sup> 超～	2131.47	177.0243	2131.47	177.1539

- ・上記には原料費調整制度による調整額は含まれておりません。
- ・平成26年7月検針分に適用される調整単位料金は、貿易統計値が発表された後に改めてお知らせいたします。